

平成 31 年 3 月 4 日

赤井委員

先日の本会議一般質問で、国道 134 号のシェアサイクル事業について質問させていただきました。シェアサイクル事業ということで 4 市 3 町の広域連携で行うこの事業、観光部局が中心という形になって、その中で 3 年間の実証実験で様々な意見を集約すると伺っています。自転車利用、国道 134 号は県管理の国道という要件も伺っていますので、この事業への県土整備局としての対応、これについては今どのように考えておられるのか伺います。

道路管理課長

国道 134 号、特に平塚市内でございしますが、道路の北側には自転車が通行できる歩道がございしますが、南側には現状では歩道がございません。一方、将来的には自転車専用道路の整備にあわせて桁下空間が確保できるようになることから、この空間に自転車が通行できる歩道が整備される計画となっております。御質問のシェアサイクル事業を踏まえてということでございしますが、平塚市内の自転車ネットワークの現状も踏まえまして、当面の対応として車道内の左側に自転車の進行を矢印で示す整備の検討に着手しておりまして、検討が進めば来年度から整備していく予定としてございます。

赤井委員

ちなみに、これは 4 市 3 町ということですが、鎌倉から大磯、二宮までという広域連携の観光事業、シェアサイクル事業ですが、サイクリング道路としての現在の整備状況、この辺は今どのように把握していますか。

道路管理課長

国道 134 号の鎌倉から大磯までということでございしますが、全線にわたって一応自転車が通行できる歩道は整備されていると認識してございます。先ほど答弁させていただいたとおりでございしますが、平塚市域などは自転車が通行できる歩道が片側にしかございませんので、そういったところについては、自転車の通行の位置を示す矢印等を整備していきたいと考えてございます。

赤井委員

今、鎌倉から大磯までのサイクリングロードで平塚だけが歩道、サイクリングロードというようなものはありません。平塚部分は国道 134 号の北側の歩道を走ってもらうという話しをしましたが、地元のことでよく分かるのですが、平塚駅南口入口の交差点のところは横断できません。横断歩道橋になっているので、横断歩道があな交差点にはありません。ですから、そういう点では藤沢方面、茅ヶ崎方面から来て、大磯方面に国道 134 号をずっと走りたいといった場合、平塚のあの場所で歩道、あのようなものが今回シェアサイクル事業として進むに当たって、今後、しっかりとつかんでおかないといけないと思います。その辺については新年度予算で観光部局がやるわけですが、県土整備としてその辺について、把握していますか。

道路管理課長

委員が御指摘のとおり、平塚駅南口入口交差点では歩道橋がございまして、

横断歩道が設置されていないことから、自転車が車道を通行することはできませんが、歩道を通行する自転車は交差する県道を一旦、北側に向かって、県道に設置されている横断歩道で横断する必要があります。横断歩道、若しくは自転車横断帯は、交通管理者が設置するものでございますが、交差点における安全と円滑化を確保する観点、必要があることから、直ちに対応することは困難とは考えます。しかし、先ほど委員から御指摘がございましたシェアサイクル事業の中で、御意見等があった場合には、どのような対応が可能なのかどうか、交通管理者とも相談してまいりたいと考えております。

赤井委員

そういう意味では、今車道に進行方向を明示するという自転車通行帯のような帯までできるかどうか分かりませんが、ただシェアサイクルですから、ふだん地元で自転車に乗っていない人たちが乗るということになると、国道 134 号は特に土日は交通量が大変多いので、車道の脇を走るのは非常に怖いと思います。龍城ヶ丘プールの東側と西側は県管理の緑地があります。その中には遊歩道のようなものがあると思いますので、その辺を含めて整備、また防砂林という形で非常に難しい点もあるかもしれませんが、この 3 年間、しっかりとその辺について、整備に向けて検討してもらいたいと要望しておきます。

次に、同じく一般質問の中で海の豊かさという話をしました。この中で特に、海洋水産業の生き残りをかけてという話でしたが、その中でも特に海洋ごみの対策を話しました。海のごみは河川からのごみが 7 割を超えるという状況で、神奈川県はプラごみゼロ宣言をしたわけですが、これまで川から来るごみということで河川ごみ、これについて県の対策は、どのようなものがあつたのでしょうか。

河川課長

河川では、まずは川の清掃と申しますか、川の河川美化、こういったものにまずは取り組んできております。ごみの撤去などの不法投棄防止対策ですとか、河川美化の周知啓発、不法投棄されにくい環境づくりなど、そういったものに取り組んできているということで、啓発看板の設置ですとか、自治会委託で河川ごみを清掃していただくとか、そういった取組をしてきているところでございます。

赤井委員

海岸清掃等については、美化財団ですとか様々なところで民間を含めてやっているという話も伺っています。流れてしまって海岸にたどり着いたごみは、元を断っておく必要があると思うので、河川の流入部付近の排水路ですとか、このようなところに河川ごみがどの程度集まっているのかという、そういった調査、あるいは、排水路に網をかけてごみが出てこないようにするといった対策を考えるべきではないかと思いますが、その辺について今までやったことはありますか。

河川課長

河川に除じん機と申しましてごみを捕捉するようなもの、こういったものを付けた事例が藤沢の境川と引地川に事例がございます。除じん機は、モデル的な取組として境川は昭和 58 年度、引地川は平成 2 年度に、これは藤沢市が設置

したものでございます。徐じん機の構造なんですけれども、ネットを張ったフロートを河川を横断するような形で設置しまして、流下するごみを捕捉する構造となっておりますけれども、洪水時にはやはり洪水の流下を阻害しないように、フロートを固定していた片側の固定具が外れるような構造になっていて、川の流れに沿ってフロートが流れるという構造になっております。そのため、洪水時のごみは捕捉できないという構造になっております。

赤井委員

河川ごみの調査はいかがですか。

河川課長

これも藤沢市でその除じん機で収集した量ですか、そういったものは集計しております。例えば、昨年度、平成29年度は、境川の除じん機で年間1.5トンのごみがそこで収集されたということで、あと、昨年8月のごみの組成分析みたいのをやっております。そこで引っ掛かったごみの一番多いのは、草ですとか木の枝がほとんどで、全体で75キログラム、そのうち65キログラムは草木、枝だったと聞いております。

赤井委員

河川ごみ、排水路に網をかけるということで、排水路から出てくる人為的なごみ等については何とか防げるのではないかと思いますし、またごみの量を調査するというのも必要であると思います。

神奈川県は、神奈川県のSDGsの取組方針、これを発表しました。この中で、マイクロプラスチック問題への取組というような中で、特に河川のごみの調査と、こういうようなものもしっかりと取り組むべきではないかと思います。また、国のほうの実施指針の優先課題の6番目にも海洋ごみ対策ということで、海洋中、あるいは河川、湖沼のごみの分布状況、この実態の調査、これを推進すべきと国も言っています。是非、この神奈川県としても河川ごみが全部、海洋ごみになってくるわけですから、プラごみゼロ宣言をうたっているのですから、先駆的な取組を開始してほしいと思いますが、その辺についての見解を伺います。

河川課長

河川を通じて海にごみが流れ込むことを防止するためには、河川や水路における対策だけではなくて、ごみの発生源であるまち全体でごみを出さない、捨てないといった抜本的な対策が重要だと考えております。そこで、河川管理者の対策といたしましては、引き続き河川美化、ごみの撤去など、不法投棄防止対策、河川美化の周知啓発、不法投棄されにくい環境づくりなどに取り組んでいきたいと考えております。特に河川美化の周知啓発につきましては、相模川で開始した浸水想定区域図の啓発看板を活用した河川美化の呼び掛けというのをはじめていまして、こういった浸水想定区域の啓発看板は、今後、多くの河川に拡大していく予定なので、そういった中でそのような啓発というのをやっていきたいと考えてございます。

赤井委員

是非、進めていただきたいと思います。同じくこのSDGs関連ということで、建設業関係とSDGsの対応で、先日、日本建築センターが建築産業にと

ってのSDGs導入のためのガイドラインというものを発表しました。SDGsは御承知のとおり経済そして社会、環境、このバランスを重要視して三つの仕組みでしっかりと進めていこうということです。これまでも建設関係ではCASBEE認証、これもやはり環境性能を捉える制度ということであったわけですが、建築産業の現場、ここで様々な居住者の快適性、景観を含む環境評価、さらに働き方改革などの課題が出てきたわけです。そういう意味で、この幅広い課題を共有、対処していくための共通言語としてSDGsは、非常に有用であると思います。特に建築、土木構造物というのは、造ったら終わりというのではなく、管理をして、そして特によく言われているのが、100年単位で使い続けるものだとも言われています。そういう意味では、建築産業、建設産業、土木産業というのは、持続可能性を考えるとという点で、非常に大事な産業だと思います。

今回私からの要望というか提案ですが、県土整備局関係の工事の発注の際の入札要件、特に総合評価方式がある、この中に企業がSDGsにどのように取り組んでいるのかという観点も、この総合評価の中に入れる、神奈川県としてはSDGsの先進県という観点から、加点をするというような方法を考えたかどうかと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

技術管理課長

今、委員からお話のありました建設産業にとってのSDGsの導入のためのガイドラインにつきまして、私どもとしましても、まず内容をよく確認をしまして、例えば総合評価方式の中でどのように評価していけるものなのか、そういう評価項目にできるかどうか、そういうことも含めて検討はしてまいりたいと考えてございます。

赤井委員

建設業界の方々というのは、例えば災害があったときに、一般の方が本当に休んでいるときでも、災害があったときにはすぐに飛んでいって、対応してくれることを考えると、経済至上主義じゃなくて、社会、環境のことも一生懸命考えているという建設業者さんというのは、それもSDGsの一環になると思います。そういう意味では、建設業界というのがどういうSDGsに対応できるのかという点、今の時点では分からないかもしれませんが、先ほど申し上げた導入のためのガイドライン、これは既にもう出ているわけですから、導入のためのガイドラインをしっかりと県としてもつかみながら、SDGs先進県という名に恥じないように、しっかりと頑張っていたいただきたいということを要望しまして、私からの質問を終わります。